

◎随時募集（公営・改良）令和5年12月住戸追加における住戸選定について

◆随時募集住戸追加におきましては、令和2年8月より従来の実施方法を一部変更し、あらかじめ書面により希望住戸及びその希望順を申告いただくこととなりました。

つきましては、下段の「希望住戸申告表」欄に希望住戸を希望順にご記入ください。

（記入上の注意点）

- ・申込区分（一般住宅、親子ペア住宅、車いす常用者向特別設計住宅）のうち、2以上の異なる申込区分の募集住戸を混せて記入することはできません。
- ・申込みされる方は、少なくとも第1希望の住戸（1戸）は必ず記入してください。
第2希望以下の記入は任意です。
(ただし、全く入居する見込みがない住戸を記入することは、他の申込者の入居を阻害することにもなり得るため、お控えください。)
- ・連続した希望順で同一の住宅名を繰り返し記入される場合は、適宜「同上」又は「〃」と記入いただいて構いません。
- ・記入欄は、第1希望から第10希望まで設けておりますが、第11希望以降の住戸を記入したい場合は申込受付時に係員までお申し出ください。
- ・記入いただける住戸数に制限は設けませんが、住戸選定順位抽選後に大阪市営住宅募集センターにて行う住戸選定作業の結果、この申告表に記入された希望住戸に決定した方（住戸選定結果（決定）通知が届いた方。辞退された方を含む。）は、残住戸の住戸選定会にご参加いただけませんので、あらかじめご了承ください。
- ・单身の方は、募集住宅一覧の「单身申込」欄に「◎」のある住戸からお選びください。 また、若年单身の方は、若年单身欄に「○」のある住戸からお選びください。（「申込受付のご案内」3ページ「单身者の申込資格について」参照）
- ・申込書提出後に記載事項の変更は一切できません。

◆住戸選定順位抽選後に大阪市営住宅募集センターにて行う住戸選定作業では、住戸選定順位の抽選結果に基づき、上位の方から順に、入居住戸を決定してまいります。その結果、この申告表に記入された希望住戸では入居住戸が決定しなかった方には、残住戸の住戸選定会（※）のご案内をお送りいたします。

※残住戸の住戸選定会について

- ・一般住宅は12月20日(水)、親子ペア住宅及び車いす常用者向特別設計住宅は12月19日(火)に開催します。
- ・住戸選定会への参加は任意となっておりますので、ご案内とともに送付する残住戸一覧をご確認いただき、残住戸の中で入居を希望される住戸の有無を確認のうえご参加ください。
- ・この住戸選定会においては、12月6日(水)に実施する抽選により決定した住戸選定順位が上位の方から順に、住戸を選定していただきます。
- ・住戸選定会当日の受付時間は、住戸選定順位により異なりますので、送付されるご案内をご確認のうえご来場ください。

希望住戸申告表

※希望住戸欄は正確に記入してください。

希望住戸No.と住宅名・号館が完全に一致していない場合は、記入された希望住戸No.に基づき住戸選定を行います。

なお、次のような場合は当該住戸の記入を無効とし、以降の希望住戸の希望順位を繰り上げたうえで住戸選定を行います。

(例)・第1希望に記入された希望住戸の申込区分と異なる申込区分の住戸を第2希望以下に記入している（この場合、第1希望の住戸と同一の申込区分の住戸のみを有効とします。）。

・同一のNo.を重複して記入している（この場合、同一のNo.のうち、希望順位が最も上位の住戸のみを有効とします。）。

・单身または若年单身で申し込まれる方が、「单身申込・若年单身」欄に◎または○の表示がない住戸のNo.を記入している。（「申込受付のご案内」3ページ「单身者の申込資格について」参照）

| 希望順 | 希望住戸 | | |
|------|--------|---------|----|
| | No. | 住宅名 | 号館 |
| 第0希望 | 51- 〇〇 | 〇〇〇〇 住宅 | 1 |
| 第1希望 | 51- | | 住宅 |
| 第2希望 | 51- | | 住宅 |
| 第3希望 | 51- | | 住宅 |
| 第4希望 | 51- | | 住宅 |
| 第5希望 | 51- | | 住宅 |

記入例

必ず記入

第2希望以下の記入は任意

| 希望順 | 希望住戸 | | |
|-------|------|-----|----|
| | No. | 住宅名 | 号館 |
| 第6希望 | 51- | | 住宅 |
| 第7希望 | 51- | | 住宅 |
| 第8希望 | 51- | | 住宅 |
| 第9希望 | 51- | | 住宅 |
| 第10希望 | 51- | | 住宅 |

第2希望以下の記入は任意